

「知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見」の印刷・配布に関する
国家知識産権局・最高人民法院・最高人民検察院・公安部・国家市場監督管理総局の通知
国知発保字〔2022〕43号

各省・自治区・直轄市の知識産権局・高級人民法院・人民検察院・公安厅(局)・市場監督管理局(庁・委員会)、解放軍の軍事法院・軍事検察院、新疆生産建設兵団の知識産権局・新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院・新疆生産建設兵団人民検察院・公安局・市場監督管理局：

中国共産党第20回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、知的財産権の法執行と司法における鑑定の積極的な役割を十分に發揮させ、知的財産権鑑定業務における知的財産権の管理・法執行部門と司法機関の協力を深化させ、知的財産権の全チェーン保護を強化するために、国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は共同で「知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見」を制定した。ここにそれを発行するので、真剣に徹底実施されたい。実施中に重大な問題に遭遇した場合、直ちに国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局に報告し、指示を仰ぐこと。

特にここに通知する。

国家知識産権局
最高人民法院
最高人民検察院
公安部
国家市場監督管理総局
2022年11月22日

知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見

中国共産党第 20 回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、中国共産党中央委員会・国務院が発行した「知的財産権強国建設綱要(2021-2035 年)」と中国共産党中央委員会弁公庁・国務院弁公庁が発行した「知的財産権保護の強化に関する意見」を深く実行し、「知的財産権鑑定業務の強化に関する国家知識産権局の指導意見」の実施を推進し、知的財産権鑑定業務システムを構築・完備し、知的財産権鑑定の品質と社会的信頼性を向上させ、法執行と司法における鑑定の積極的な役割を十分に発揮させ、知的財産権鑑定業務における知的財産権の管理・法執行部門と司法機関の協力を深化させ、知的財産権の全チェーン保護を強化するために、ここに知的財産権鑑定業務連携の強化について本意見を制定する。

一．知的財産権鑑定とは、鑑定人が科学技術又は専門的な知識を用いて知的財産権の行政と司法保護に関連する専門的な技術問題に対して鑑別と判断を行い、鑑定意見を提供する取り組みを指す。

二．知的財産権鑑定は主に専利、商標、地理的表示、営業秘密、集積回路の回路配置設計など各種の知的財産権紛争における専門的な技術問題の解決に協力するために用いられる。

三．知的財産権の鑑定意見は、検証によって事実であると証明され、手続が合法的であってこそ、事件事実を認定する根拠とすることができる。

四．国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は協議メカニズムを構築・完備し、知的財産権鑑定業務が直面する重大な問題を適時に調査・解決し、知的財産権の全チェーン保護業務の強化における知的財産権鑑定の役割を十分に発揮させる。

五．国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は情報共有メカニズムを健全化し、知的財産権鑑定情報共有プラットフォームの構築を推進し、部門を跨ぎ地域を跨いだ情報共有を推進し、知的財産権鑑定情報に関する行政、司法の相互接続を実現する。

六．国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は共同で知的財産権鑑定機構と鑑定人員の訓練と育成を強化し、新興分野に関連する

知的財産権鑑定問題の調査を実施し、絶えず知的財産権鑑定方法を改善し、情報化手段を利用して、知的財産権鑑定能力の向上を強化する。

七. 国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は共同で知的財産権鑑定の専門化、規範化の構築を推進し、知的財産権鑑定プログラム、技術基準と操作規範の面でのコミュニケーション協力を実施し、知的財産権鑑定機構の選定・推薦・採用メカニズムを構築し、知的財産権鑑定機構の名簿データベースを構築し、名簿データベースの動的調整を実現する。また、知的財産権鑑定基準を徹底した鑑定機構を名簿データベースに組み入れて公開し、関連行政機関や、司法機関、仲裁調停組織などの選択に供する。知的財産権鑑定機構の相互推薦・共有を実施し、知的財産権鑑定機構と鑑定人員の就業状況に対する相互フィードバックメカニズムを構築し、共同で知的財産権鑑定業務の規範化と法制化を推進する。

八. 業界が信義誠実システムの構築を強化し、自律的管理を強化し、業務活動の苦情処理制度を構築し、業界の激励・懲戒メカニズムを改善するように自律組織を指導する。著しく無責任で当事者の合法的権益に重大な損失をもたらしたり、人民法院の法に基づく通知を受けたにもかかわらず出廷や法廷での証言を拒否したり、故意に虚偽の鑑定を行ったりするなど深刻な信用失墜行為が存在する知的財産権鑑定人、鑑定機構に対して、関連部門は共同懲戒を実施することができる。犯罪を構成する者は、法に基づいて刑事責任を追及する。

九. 本意見は国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局が解釈を担当する。

十. 本意見は公布日から施行する。

出所：2022年11月29日付け国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/29/art_75_180535.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。